

災害事例研究

安全衛生教育センター

再発防止対策会議の運営方法など

事業場で行う場合の再発防止対策会議の運営方法などについて紹介する。

(1) 会議の役割

会議は「悪者探し」や「責任追及」の場ではなく、災害が起きたとき、正しく原因を把握し、より有効な再発防止対策をたてる場である。今後同じ災害を起こさないために、災害発生に関する事実を集め、客観的に捉え、その事実が問題かどうか分析し、その事実がなぜ起きたか、その背景を探り、具体的な再発防止対策を立てることがその使命であることを理解する。

(2) 会議の構成員

- ① 被災者を含めた仕事（業務）における指揮命令系統のある関係者
- ② 安全管理者、衛生管理者、安全衛生スタッフなど（場合によっては専門家）
- ③ 設備を所管する者及び整備部門の関係者
- ④ 電気、用水などユーテリティーの関係者
- ⑤ その他災害発生に関する関係者

(3) 会議の進め方

会議の進め方の概要

- ① 会議運営の役割分担（司会、板書係、記録係）
- ② 災害発生状況の報告（前提条件の部分）
 - ・ 災害発生職場の組織及び当該作業の指揮命令系統の確認
 - ・ 作業内容、災害発生現場の確認
 - ・ 作業経過の時系列的整理
- ③ 災害分析の実施と再発防止対策のための計画・実施
- ④ 報告書の作成

災害事例研究記録（様式1）

標題	第 回 RST 講座 グループ								
	平成 年 月 日 実施								
	司会	副司会	板書	記録	コピー	指導講師			
災害発生状況									
災害状況の把握	1 災害発生日時・場所		3 傷病の状況	① 傷病部位	② 傷病性質	③ 被災の程度 (休業日数等)	4 物的被害状況		
	年 月 日 () 時 分 天候								
	場所:								
	2 業種(規模)		5 被災者の特性	① 氏名 (性別)	② 年齢	③ 職種 (所属)	④ 経験年数 (勤続年数)	⑤ 資格	⑥ その他
	(人)		()			()	()		
	6 事故の型	7 起因物	8 加害物	10 災害現場見取図（主要寸法を記入してください。）					
	9 組織図（監督者と被災者の関係を明らかにしてください。）								

I 事実の確認		(3) 配員 (手配)
I—I 人	1. 被害者の作業名とその内容	(4) 段取
(1)	(2)	
2. 単 独	共 同 (　　人)	(5) 指導・教育
3. 共同作業者 (または第3者) の特性と役割		(6) 点検・巡視・確認
I—II 物		
1. 服装・保護具 (人・物)		(7) 報告・連絡・手続
(1)		
(2)		
2. 気象		(8) その他
3. 環境		
4. 物質・材料・荷		I—IV 災害発生の経過
5. 設備・機械・治工具・安全装置		
I—III 管理		
1. 作業標準・安全衛生規程の有無とその内容		
2. 同種災害・類似災害の有無と対策の内容		
3. 監督者の監督状況		
(1) 命令・指示		
(2) 打合せ		
I—V 参考事項 (事実の確認のため準備したものおよび参考資料名を記入すること。)		

(注1)「II問題点の発見」は、様式2の事実を項目ごとに検討し、基準に反する事実(ズレ)を問題点として発見し、事実の番号の前に〇印をつける。次に、様式3の「事実の番号」と「問題点のポイント」欄に記入する。問題点のポイントの欄には必要に応じて基準を記入し、基準とのズレを明確にする。

2 「III災害要因の評価」では、まず、問題点ごとに人的か、物的か、管理的な要因を検討し、「III-I 災害要因の決定」欄の該当区分に○印を付ける。この場合「管理的」とは作業管理または災害防止上対策を要する管理的な責任がある場合をいう。

3 問題点を念入りに検討し、どの問題が災害発生の中心的要因となったか評価する。評価したものは「III- II 災害要因の評価」欄に○印を付す。特に災害発生に関連する問題点については◎印を付す。

4 第2段階で挙げた問題点について、職長の責務とどんな関連があるか検討し「安全衛生12の教育項目」の該当欄に○印をつける。特に職長の責務に間違ると認められるものは□印を◎印とする

5 「III-Ⅲ職長の責務との関連」に◎印又は○印をつけた問題点の中で、「III-II災害要因の評価」の欄に◎印又は○印がついていないものについて災害要因としての再評価を行う（必要に応じて◎印又は○印をつける）

6 合計欄に◎印と○印の数を記入し、どの項目に関連するか、確認する。

- (注) 1. なぜ、いつ、だれが、どこで、なにを、どのように（異常時および災害発生時を含む。）というように、事実を確認すること。
2. 事実を時系列（経過的）に配列すること。
3. 事実を忠実にをつかみ、なるべく客観的に簡潔に表現すること。
ただし、被害者等の心理や不確定な事実については、主観的でよい。

(様式4)

IV 再発防止対策

IV-I 災害原因

人		(まとめ)
物		
管理		

①問題の相関関係を明確に示すこと。②災害要因のウエイトをよく考えて決定すること。

IV-II 再発防止対策

整理番号	再発防止対策	実行計画				
		いつまでに	だれが 行なう	どこで	なにを	どのように

IV-III 他の問題点の対策

整理番号	問題点の対策	実行計画				
		いつまでに	だれが 行なう	どこで	なにを	どのように

(注) 必要に応じて別紙に記入すること。

- (注) 1 有効な再発防止対策を立てるためには、災害原因を明らかにする必要があることから、第3段階で災害に重大な関連ありと評価した問題点を中心に「人」「物」「管理」の項目ごとに原因をまとめ、IV-I欄に記入する。
 2 原因の検討を行う場合、評価した問題点の相関関係を明確にし、災害要因のウエイトを考えることが必要である。
 3 IV-IIの再発防止対策は、評価の段階で○をつけた問題点から行う。一つ一つの問題について既に「人 物 管理」の要因に分類しているので、人の面、物の面、管理の面から対策を考える。したがって、一つの問題に対し対策が複数出ることもある。
 4 また、「安全衛生12の教育項目」の中で、どこに職長の責務があるかも既に明らかにしているところでもあり、その責務も意識しつつ対策を立てる必要がある。
 5 再発防止対策を立てるに当たって、実行者、期限等付帯的に明示しなければ措置が進まないので、いつまでに、だれが、だれに、どこで、何を、どのようにするか具体的に実行計画を決める。
 6 災害に直接結びついたと思われる問題だけではなく、放置すれば直接災害に結び付く問題についても、検討し対策を立てる。

【付表1】

傷病部位コード表

大分類	中 分 類	部 位 コ ー ド	大分類	中 分 類	部 位 コ ー ド
1 頭 部	頭蓋部(頭蓋骨、脳及び頭皮を含む)	1 1	4 上 肢	上肢で部位不明のもの	4 9
	眼(眼窩及び頭皮を含む)	1 2			
	耳	1 3			
	口(唇、歯及び舌を含む)	1 4			
	鼻	1 5			
	顔(他に分類しない部分)	1 6	5 下 肢	臀 部(しり)	5 1
	頭部中の複合部位	1 8		大腿(もも)	5 2
	頭部で部位不明のもの	1 9		ひ ざ	5 3
	頭部(咽喉及び頸骨を含む)	2 1		下腿(すね)	5 4
	背部(脊柱、隣接の筋肉を含む)	3 1		足 首	5 5
3 脊 体	胸部(肋骨、胸骨及び胸部の内臓を含む)	3 2		足(足指のみのものを除く)	5 6
	腹部(内臓を含む)	3 3		足 指	5 7
	骨盤部(腰部)	3 4		下肢中の複合部位	5 8
	胴体中の複合部位	3 8		下肢で部位不明のもの	5 9
	胴体で部位不明のもの	3 9	6 複合部位	頭部と胴体、頭部と肢体	6 1
	肩(鎖骨及び肩甲骨を含む)	4 1		胴体と肢体	6 2
4 上 肢	上 肢	4 2		上肢と下肢	6 3
	ひじ	4 3		その他の複合部位	6 8
	前 脱	4 4		複合部位不明のもの	6 9
	手 首	4 5			
	手(指のみのものを除く)	4 6			
	指	4 7			
	上肢中の複合部位	4 8			
	部 位 不 明	9 9			

- (注) 1.同一の労働災害で二つ以上の部位を負傷し又は疾病にかかった場合は、その傷病の比較的重い方の部位により分類する。
 2.二つ以上の部位に受けた傷病の重さが同程度である場合は、複合部位に分類する(同一の大分類に属する部位の複合はその大分類中の複合部位とし、異なる大分類に属する部位の複合は、大分類「6複合部位」に分類する)。
 3.特定の負傷によらず、身体の機能を害した場合は、大分類「7一般的傷病」に分類する。
 4.特定の負傷により二次的に系統障害を起した場合は、特定の負傷を受けた部位により分類する。
 5.傷病性質コードが「06」から「93」までのものについては、傷病部位のコードを「99」と記入する。

【付表2】

傷病性質コード表

大分類	分類	項目	コード
負傷 (負傷を伴わない事故を含む)	骨折		01
	切断		02
	関節の傷害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)		03
	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)		04
	創傷(切創、裂創、刺創及び挫滅創を含む。)		05
	外傷性の脊髄損傷		06
	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」。)		07
	火傷(光熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)		08
	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)		12
業務上の負傷に起因する疾病	頭部又は顔面部の負傷による侵性硬膜下血腫、外傷性遲発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患		13
	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器等の疾患		14
	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹壁瘢痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患		17
	負傷(急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。)による腰痛		18
	脊柱又は四肢の負傷による関節症等の非感染性疾患(負傷による腰痛を除く。)		19
	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症		20
	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患		21
	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する災害性難聴等の耳の疾患		23
	13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病		24
物理的因子による疾病 (がんを除く。)	有害光線による疾病	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	25
		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	26
		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	27
		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	28
		電離放射線にさらされる業務による急激放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	29
	異常気圧による疾病	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜水面病又は潜水病	31
		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	32
	異常温度条件による疾病	暑熱な場所における業務による熱中症	33
		光熱物体を取り扱う業務による熱傷	34
		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	35

大分類	分類	項目	コード
	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死 25から38までに掲げるものの以外の物理的因素にさらされる業務に起因するとの明らかな疾病(業務上の負傷に起因する疾病及び身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病を除く。)		36 38 39
	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。) 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。) さく岩機、鉛打ち機、チェンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	40 41 42
	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による疾病	手指の痙攣又は書痙	43
		手指、前腕等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症 「頸肩腕症候群」	44 45
		40から45に掲げるもの以外の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因するとの明らかな疾病	46
	化学物質等による疾病 (がんを除く。)	厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、厚生労働大臣が定めるもの	47
		合成樹脂の熱分解生成物による悪寒、發熱等の症状を伴う呼吸器疾患	48
		塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	49
		すす、鉛物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	50
		蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎、又は鼻炎気管支喘息等の呼吸器疾患	51
		木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	52
		落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	53
		空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	54
		47から54までに掲げるもの以外の化学物質にさらされる業務に起因するとの明らかな疾病	55
	粉じんの吸入による疾患	粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又は、じん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令(第6号)第1号各号に掲げる疾病	56

大分類	分類項目	コード
細菌、ウィルス等の病原体による疾病	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	5 7
	動物もしくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染病疾患	6 0
	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	6 1
	屋外における業務による恙虫病	6 2
	57から62までに掲げるもの以外の細菌、ウィルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	6 3
がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病	ベンジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	6 4
	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	6 5
	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	6 6
	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	6 8
	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	6 9
	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	7 0
	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	7 1
	ベンゼンにさらされる業務による白血病	7 2
	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	8 1
	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫及び甲状腺がん	8 2
	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	8 3
	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	8 4
	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	8 5
	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道がん	8 6
	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道がん	8 7
	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	9 0
	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにされされる業務による皮膚がん	9 1
	64から91までに掲げるもの以外のがん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	9 2
その他業務に起因することの明らかな疾病		9 3

- (注) 1.同一労働災害で異なる性質の疾病を数種受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上受けて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類する。
- 2.その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード（小さな番号）に分類する。
- 3.がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。
- 4.原疾患に附隨して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

【付表3】

事故の型分類コード表（厚生労働省）

分類番号	分類項目	説明	事故の型コード
1	墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面などから落ちることをいう。 乗っていた場所がくずれ、動搖して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。 車両系機械などとともに転落した場合も含む。 交通事故は除く。 感電して墜落した場合には感電に分類する。	0 1
2	転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづきまたはすべりにより倒れた場合などをいう。 車両系機械などとともに転倒した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して倒れた場合には感電に分類する。	0 2
3	激突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械などとともに激突した場合等を含む。 交通事故は除く。	0 3
4	飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。 研削といしの破裂、切断片、切削粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。 容器等の破裂によるものは破裂に分類する。	0 4
5	崩壊・倒壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ちまたは倒壊して人にあたった場合をいう。 立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。	0 5
6	激突され	飛来落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。 つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合を含む。 交通事故は除く。	0 6
7	はされ・巻き込まれ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。プレスの金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。 ひかれる場合を含む。 交通事故は除く。	0 7
8	切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。	0 8
9	踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。 床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。	0 9
10	おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。	1 0
11	高温・低温の物との接触	高温または低温の物との接觸をいう。 高温または低温の環境下にばく露された場合を含む。 〔高温の場合〕 火災、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接觸した場合をいう。炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 〔低温の場合〕 冷凍庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。	1 1

分類番号	分類項目	説明	事故型コード
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合をいう。	12
13	感電	帶電体にふれ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 〔起因物との関係〕 金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。	13
14	爆発	圧力の急激な発生または開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起る場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 〔起因物との関係〕 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出されまたは漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。	14
15*	破裂	容器、または装置が物質的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かいを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来落下に分類する。 〔起因物との関係〕 起因物としてはボイラー、圧力容器、ボンベ、化学設備等がある。	15
16*	火災	〔起因物との関係〕 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。	16
17*	交通事故(道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。	17
18*	交通事故(その他)	交通事故のうち、船舶、航空機および公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車を除き、事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。	18
19	動作の反動、無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して、すじをちがえる、くじく、ぎっくり腰およびこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は動作等が関係したものであっても、墜落、転落等に分類する。	19
90	その他の	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。	90
99	分類不能	分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。	99

(*印は特掲事故を示す。)

- (注) 1. 事故の型は、特掲事故、有害物等との接触または感電を最優先に選択する。
2. 優先順は、爆発、破裂、有害物等との接触、感電、火災、交通事故の順とする。

【付表4】
起因物分類コード表(厚生労働省)

大分類	中分類	小分類	起因物コード	大分類	中分類	小分類	起因物コード
1 動力機械	11 原動機	原動機	111	2 物上げ装置・運搬機械	22 動力運搬機	トラック	221
	12 動力伝導機構	回転軸 ベルト、ブーリ 歯車 その他の	121 122 123 129		23 乗用車、バス 鉄道車両 その他の	フォーカリフト 軌道装置 コンベア その他の	222 223 224 229
	13 木材加工用機械	丸のこ盤 帯のこ盤 かんな盤 その他の	131 132 133 139		23 乗用車、バス 鉄道車両 その他の	231 232 239	
	14 建設用等機械	トラクタ系機械 ショベル系機械 くい打機およびくい抜機 その他の	141 142 143 149		31 圧力容器	ボイラ一器 圧力容器 その他の	311 312 319
	15 一般動力機械	旋盤 ボール盤 研削盤・バフ盤 プレス機械、シャー 鍛圧ハンマー 遠心機械 混合機、粉碎機 ローラ機 その他の	151 152 153 154 155 156 157 158 159		32 化学設備	化學設備	321
	16 機械	送配電線等 電力設備 その他の	351 352 359		33 溶接装置	ガス溶接装置 アーク溶接装置 その他の	331 332 339
	17 その他の	34炉・窯等	341		36 人工力具機等	炉、窯等 送配電線等 電力設備 その他の	361 362 363 364
	18 装置等	35電気設備	351 352 359		37 用具	人力クレーン等 人力運搬機 人力機械 手工具	371 372 379
	19 その他の	39そ装の置他・の設備	391		39 その他の装置、設備	その他の装置、設備	
	20 物上げ装置・運搬機械	クレーン 移動式クレーン デリック エレベータ、リフト 揚貨装置 ゴンドラ 機械集材装置、運材索道 その他の	211 212 213 214 215 216 217 219				
	21 その他の						
	22 その他の						
	23 その他の						

大類	中分類	小 分 類	起因物 コード
4 仮設物・建築物・構築物等	41	足 場 支 保 工 階 段 、 さ ん 橋 開 口 部 屋根、はり、もや、け た、合掌 作業床、歩み板	411 412 413 414 415 416 417 418 419
	51	爆 発 性 の 物 等 引 火 性 の 物 可 燃 性 の ガ ス 有 害 物 放 射 線	511 512 513 514 515
	52	金 属 材 料 木 材 、 竹 材 石 、 砂 、 砂 利 そ の 他	521 522 523 529
	61	荷 姿 の も の 機 械 装 置	611 612
	71	地 山 、 岩 石 立 木 等 水 異 常 環 境 等 高 温 ・ 低 温 環 境 そ の 他	711 712 713 714 715 719
	91	そ の 他 の 起 因 物	911

大分類	中分類	小 分 類	起因物 コード
9 そ の 他	92	起 因 物 な し	921
	99	分 類 不 能	999

(注) ① 起因物とは、災害をもたらす元となった機械、装置、もしくはその他の物または環境等をいう。
一般的には、災害の主因であつて、なにかの不安全、不衛生な状態が存在するものを選択する。
ただし、災害発生の主因が人のみにある場合には次の順序により選択する。
イ 操作または取扱いをした物(墜落等の場合は作業面)
ロ 加 害 物
ハ 起因物なし
② 2種以上の起因物が競合している場合および起因物を決める判断に迷う場合には、災害防止対策を考える立場で重要度、または発端となった現象で決める。
③ 加害物が溶接作業の火炎のように機械、装置等の通常運転時に発するものおよび被加工物のように機械・装置等の一部と一体となつて動くもの等の場合は、特に手引き指示されている場合のほか、当該機械、装置等を選択する。

【付表5】

不安全な状態 (厚生労働省)	
1 物自体の欠陥	5 作業環境の欠陥
a 設計不良 b 構成材料・工作の欠陥 c 老朽、疲労、使用限界 d 故障、未修理 e 整備不良 f その他	a 換気の欠陥 b その他作業環境の欠陥
2 防護措置の欠陥	6 部分的・自然的不安全な状態
a 無防備 b 防護不十分 c 接地または絶縁なし・不十分 d 遮蔽なし・不十分 e その他	a 物自体の欠陥 (部外の) b 防護措置の欠陥 (〃) c 物の置き方、作業場所の欠陥 (〃) d 作業環境の欠陥 (〃) e 交通の危険 f 自然の危険
3 物の置き方、作業場所の欠陥	7 作業方法の欠陥
a 通路が確保されていない b 作業箇所の空間の不足 c 機械・装置・用具・什器等の配置の欠陥 d 物の置き方の不適切 e 物の積み方の欠陥 f 物のたてかけ方の欠陥 g その他	a 不適当な機械、装置の使用 b 不適当な工具、用具の使用 c 作業手順の誤り d 技術的・肉体的な無理 e 安全の未確認 (以前の) f その他
4 保護具・服装等の欠陥	8 その他および分類不能
a はき物を指定してない b 手袋の使用禁止をしてない c その他保護具を指定してない d その他服装を指定してない	a その他の不安全な状態 b 不安全な状態がないもの c 分類不能

【付表6】

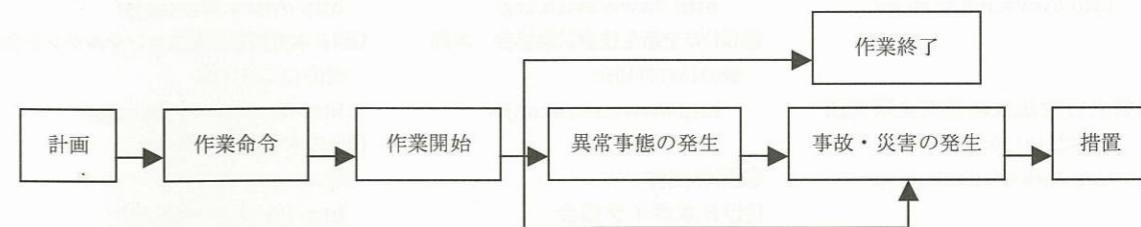
不安全な行動（厚生労働省）

9 安全装置・有害物抑制装置を無効にする	1 5 保護具・服装の欠陥 a 保護具を使わない b 保護具の選択、使用方法の誤り c 不安全な服装をする
1 0 安全措置等の不履行	1 6 その他危険有害場所への接近 a 動いている機械、装置等に接近しましたは触れる b つり荷に触れ、下に入りまたは近づく c 危険有害な場所に入る d 確認なしに崩れやすい物によりまたは触れる e 不安全な場所へのる f その他
1 1 不安全・不衛生な放置	1 7 その他の不安全・不衛生な行為 a 道具の代りに手などを用いる b 荷の中ぬき、下ぬきをする c 確認しないで次の動作をする d 手渡しの代りに投げる e 飛び下り、飛びのり f 不必要に走る g いたずら、悪ふざけ h その他
1 2 危険または有害な状態を作る	1 8 運転の失敗（乗物） a スピードの出し過ぎ b その他の不安全な行動で
1 3 機械、装置等の指定外の使用	1 9 誤った動作 a 荷などの持ち過ぎ b 物の支え方の誤り c 物のつかみ方が確実でない d 物の押し方、引き方の誤り e 上り方、下り方の誤り f その他
1 4 運転中の機械・装置等の掃除・注油・修理・点検等	2 0 その他および分類不能 a その他の不安全・不衛生な行動 b 不安全・不衛生な行動のないもの c 分類不能
a 安全装置等をはずす、無効にする b 安全装置等の調整を誤る c その他防護物をなくする	
a 不意の危険性・有害性に対する措置の不履行 b 機械・装置を不意に動かす c 合図、確認なしに車を動かす d 合図なしに物を動かしましたは放す e その他	
a 機械・装置を運転したまま離れる b 機械・装置を不安全・不衛生な状態にして放置する c 工具、用具、材料、くず等を不安全不衛生な状態に置く d その他	
a 荷などの積み過ぎ b 組み合わせては危険なものを混ぜる c 所定のものを不安全・不衛生なものに取りかえる d その他	
a 欠陥のある機械・装置、工具、用具等を用いる b 機械・装置、工具、用具等の選択を誤る c 機械・装置等を指定外の方法で使う d 機械・装置等を不安全な速さで動かす	
a 運転中の機械、装置の b 通電中の電気装置の c 加圧されている容器の d 加熱されているものの e 危険物が入っているものの f その他の	

【付図】

第一回定期巡回検査指針

災害事例研究の考察点



No.	考察点	要 点
1	な ぜ	理由、目標、目的、計画、命令、指示
2	い つ	期間、期日、曜日、時刻、時間
3	ど こ で	場所の特性と環境条件
4	だ れ が	監督者（権限・責任・職務）、作業者（職種、所属、性別、年齢、経験、資格、体力、健康度、性格、教育訓練、態度）
5	な に を	物質、材料、荷、機械、設備、装置、施設、治工具、安全装置、有害物抑制装置、服装、保護具、装具
6	ど の よ う に	作業方法（作業標準、原材料、保護具、治工具）、作業条件（頻度、量、姿勢、強度、困難性）、生産条件、生産計画、施行計画（工事仕様）、技術基準、設備基準、環境基準、点検基準、整理整頓、清潔、環境条件